　　　江東社会的養育を考える会規約

第1条（目的）

　　　　この会は、親と一緒に暮らせない子どもの居場所について現状を明らかにし、地域での対応が必要であることを発信していきます。18歳を境に子どもと若者の居場所では考えを方も異なります。それぞれに合わせた居場所作りを進めることを目的とする。

第２条（名称・事務所）

　　　　この会は「江東社会的養育を考える会」と称し、事務所を代表者宅に置く。

第３条（会員と機関）

　　　　会員は、目的に賛同しスタッフ会議で認められた者とする。

第４条　（スタッフ）

　　　　本会に次のスタッフを置く。

代表　　１名、　スタッフ　若干名(1名は会計担当)

監事　　１名

第５条（会議・運営）

　　　　この会にスタッフ会議を置き運営にあたる。運営は一般的な会活動のルールに

よる。

　　　　スタッフの任免は会員の過半数で提起し決定する。

　　　　重要な決定は会員の３分の２の賛成で決定する。

第６条（事業）

　　　　１ 学習会、啓蒙活動

　　　　２ 居場所作り

３ 活動の広報活動（会報、ホームページなど）

　　　　４ 目的を達成するための活動

第７条（財政）

　　　　会費及び寄付金等を充てる。

第８条（会計）

　　　　この会は、４月から翌年３月までを会計年度とする。

付則　　１、この規約は、２０年９月１日から施行する。

　　　　２、２０年度会計は、９月１日から翌年３月までとする。

　　　　２、この規約の変更は、会員の３分の１以上の同意で提起できる。

【補足参考メモ】

▼社会的養育とは、

・狭義には、様々な理由により親と暮らせない子どもに、暮らしの場を提供することである。家庭外ケアーと称することもある。広義には、子どもが家庭に留まれるような支援、ないしは移行時期の支援、そして施設などを措置解除になった後の支援を言う。

・対象は18歳を一つの区切りとして、その後の若者も含んでいる。また、本来は障害児を含むことになるが、支援の体制が別に組まれているので、現実問題として分けて考えることが一般的となっている。

・子どもの暮らしの場として、乳児院、児童養護施設、自立支援施設、母子支援施設、里親、ファミリーホーム（里親型・法人型）、ショートステイ、児童相談所一時尾保護所などがある。

・措置解除後の若者の暮らしの場としては自立援助ホームがあるだけで、本人任せになっている。関係者間ではリービングケアーと称している。

▼リービングケアー

・若者への支援は、経済的支援と相談活動を柱に、若者の暮らしの場の提供として、

自立援助ホーム、障害者グープホーム、生活保護などによる各種施設、若者サポート事業による施設がある。私的なものとして支援者付きシェアーハウスが考えられる。

・若者に特化した法律として「子ども若者育成支援推進法」がある。